

高齢者虐待防止のための指針

第1 基本的な考え方

当事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」の趣旨を踏まえ、高齢者虐待は高齢者の尊厳を著しく損なう重大な人権侵害であるとの認識のもと、利用者の尊厳の保持及び人格の尊重を最優先とし、高齢者虐待の未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応に努めます。

また、当事業所の職員による虐待を防止するとともに、サービス提供を通じて、養護者（家族、親族、同居人等）や他の介護施設従事者等による虐待又はその疑いを把握した場合には、利用者の安全確保を最優先とし、市町村、地域包括支援センターその他関係機関と連携して必要な対応を行います。

当事業所は、高齢者虐待防止法に定める次の行為を高齢者虐待として認識し、その防止に努めます。

1. 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また、緊急やむを得ない場合を除き、高齢者を身体的に拘束すること。
2. 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、必要な介護・医療を受けさせないことその他高齢者を養護すべき義務を著しく怠ること。
3. 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言、拒絶的な対応、威圧的な言動その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4. 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
5. 経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分すること、高齢者から不当に財産上の利益を得ること、その他本人の意思に反して金銭・財産等を不当に使用又は制限すること。

なお、セルフ・ネグレクトについては、高齢者虐待防止法上の「高齢者虐待」には該当しないものの、生命・身体・生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、必要に応じて市町村、地域包括支援センターその他関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

第2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所は、虐待の発生防止及び早期発見、発生時の適切な対応並びに再発防止を図るため、「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。

1. 委員会の責任者は管理者とします。
2. 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、虐待防止担当者を定めます。
3. 委員会は定期的に開催するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合その他必要がある場合に随時開催します。
4. 委員会は、必要に応じてテレビ会議その他の情報通信機器を活用して開催することができます。
5. 委員会では、主として次の事項について検討します。
 - 虐待防止検討委員会その他事業所内の体制に関すること
 - 虐待防止のための指針の整備及び見直しに関すること
 - 虐待防止のための職員研修の内容及び実施に関すること
 - 虐待又はその疑いについて職員が相談・報告できる体制に関すること
 - 虐待又はその疑いを把握した場合に、迅速かつ適切に市町村等へ通報・相談するための方法に関すること
 - 虐待等が発生した場合の原因分析及び再発防止策に関すること
 - 再発防止策を講じた場合の実施状況及び効果の評価に関すること
 - その他、虐待防止のために必要な事項

委員会で検討した内容については記録するとともに、必要な事項を職員に周知します。

第3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

当事業所は、職員が高齢者虐待について正しく理解し、虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応ができるよう、虐待防止に関する研修を実施します。

研修には、次の内容を含むものとします。

- 高齢者虐待防止法及び虐待防止に関する基本的な考え方
- 高齢者虐待の種類及び具体例
- 虐待が発生する背景及びリスク要因
- 養護者による虐待を把握した場合の対応
- 養介護施設従事者等による虐待を把握した場合の対応
- 虐待又はその疑いを把握した場合の報告・相談・通報の手順
- 身体的拘束等と高齢者虐待との関係
- 成年後見制度その他権利擁護に関する制度
- 虐待発生後の原因分析及び再発防止

研修は年1回以上定期的に実施するとともに、新規採用時にも実施します。

研修の実施日、内容、参加者等を記録し、適切に保存します。

第4 虐待又はその疑いを把握した場合の基本方針

職員は、虐待が明らかになってから対応するのではなく、虐待を受けたと思われる場合又は虐待が疑われる場合の段階から対応するものとします。

虐待又はその疑いを把握した場合は、利用者の生命及び身体の安全確保を最優先とし、速やかに管理者又は虐待防止担当者へ報告します。

ただし、緊急性が高く、利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている、又は生じるおそれがある場合は、事業所内の報告手続を待つことなく、必要に応じて市町村、地域包括支援センター、警察、救急その他関係機関へ連絡し、利用者の安全確保を優先します。

虐待の有無を最終的に判断・認定することは事業所の役割ではありません。「虐待かどうか分からない」「確証がない」という理由のみで相談・通報を遅らせないものとします。

第5 養護者による虐待又はその疑いを把握した場合の対応

訪問、相談、モニタリングその他のサービス提供を通じて、家族、親族、同居人その他の養護者による虐待又はその疑いを把握した場合は、次のとおり対応します。

1. 利用者の心身の状態、生活状況、発言、家族等の状況その他把握した客観的事実を記録します。
2. 速やかに管理者又は虐待防止担当者へ報告します。
3. 利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ通報します。
4. 重大な危険が明らかでない場合であっても、虐待が疑われる場合は、市町村又は地域包括支援センターへ速やかに相談・通報することを基本とします。
5. 必要に応じて、主治医、介護支援専門員、地域包括支援センター、サービス事業者その他関係機関と連携し、利用者の安全確保及び支援を行います。
6. 養護者を一方的に非難するのではなく、介護負担、疾病、認知症への理解不足、経済的問題、家族関係等の背景にも留意し、必要に応じて養護者に対する支援につなげます。
7. 職員が単独で養護者を追及したり、虐待の事実認定を行ったりすることはせず、市町村等と連携して対応します。

第6 介護施設従事者等による虐待又はその疑いを把握した場合の対応

当事業所の職員その他養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

当事業所の職員による虐待又はその疑いがある場合は、次のとおり対応します。

1. 職員は、速やかに管理者又は虐待防止担当者へ報告します。
2. 管理者又は虐待防止担当者自身が当事者である場合は、代表者その他の上席者へ直接報告します。
3. 利用者の安全を確保するとともに、関係者から事情を確認し、把握した事実及び対応経過を時系列で記録します。
4. 事業所内での事実確認の完了を待つことなく、法令に基づき必要な市町村への通報を行います。
5. 虐待を行った職員について事実が確認された場合は、就業規則等に基づき適切に対処します。
6. 委員会において発生原因を分析し、再発防止策を検討・実施します。

7. 再発防止策の実施状況及びその効果を継続的に評価します。

虐待に関する相談・報告・通報を行った職員に対し、そのことを理由として不利益な取扱いを行いません。

第7 虐待に関する記録及び情報共有

虐待又はその疑いを把握した場合は、次の事項について、客観的事実と職員の判断・推測を区別して記録します。

- 発見又は把握した日時及び状況
- 利用者の心身の状態
- 利用者本人の発言
- 家族その他関係者の発言及び状況
- 職員が確認した客観的事実
- 事業所内での報告内容
- 市町村、地域包括支援センターその他関係機関への相談・通報内容
- 実施した対応及びその結果
- その後の支援方針及び再発防止策

記録及び情報共有に当たっては、利用者及び関係者の個人情報の保護に十分配慮します。

第8 成年後見制度等の利用支援

利用者の判断能力の低下等により権利擁護の必要性が認められる場合は、利用者又は家族等に対して成年後見制度、日常生活自立支援事業その他利用可能な制度について説明し、必要に応じて市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会その他適切な相談窓口につなげます。

第9 虐待等に係る苦情・相談への対応

虐待に関する苦情又は相談が寄せられた場合は、速やかに管理者又は虐待防止担当者へ報告し、本指針に基づき対応します。

相談者及び通報者の個人情報を適切に取り扱うとともに、相談・通報したことを理由として不利益が生じないように十分に配慮します。

管理者又は虐待防止担当者自身が相談・苦情の対象である場合は、代表者その他の上席者が対応します。

必要に応じて、市町村、地域包括支援センターその他外部機関と連携して対応します。

第10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

当事業所は、事業所内で実施する研修のほか、行政機関、地域包括支援センター、関係団体等が実施する高齢者虐待防止及び権利擁護に関する研修等への参加に努め、職員の知識及び対応力の向上を図ります。

また、日常のサービス提供において、職員間で利用者の権利擁護について考える機会を設け、虐待につながる不適切なケアの早期発見及び改善に努めます。

第 11 本指針の閲覧

本指針は、職員がいつでも閲覧できるよう事業所内に備え付けるとともに、利用者及び家族等が閲覧できるよう必要な措置を講じます。

附則

本指針は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 1 日 改訂